知立市危険空家解体促進費補助金のご案内

知立市では、倒壊又は建築材等の飛散のおそれのある危険な空家の解体に要する費用の一部を予算の範囲内で補助する制度を開始しました。

※補助金申請の前に補助対象の空家か判定を行います。あらかじめ知立市役所建築課までご相談ください。（知立市役所　建築課　電話：0566-95-0128　）

○危険空家とは

基礎、外壁、屋根等が破損し、倒壊等の危険がある住宅を危険空家とします。
※住宅地区改良法（昭和３５年法律第８４号）第２条第４項に規定する不良住宅であって、知立市危険空家解体促進費補助金交付要綱に基づき、基準となる評点の合計が１００以上となる空家をいう。

○補助の対象（次のいずれにも該当する危険空家であること）

⑴知立市内にある１年以上使用されていない戸建て住宅または長屋若しくは共同住宅で、２分の１以上が居住の用に供されていたこと。
⑵昭和 56 年５月 31 日以前に建築された木造住宅であること。
⑶個人が所有する空家であること。
⑷所有権以外の権利が設定されていないこと。ただし、所有権以外の権利が設定されている場合であっても、当該権利の権利者全員の同意があれば可。
⑸空家の解体について、他の補助金の交付を受けていないこと。

○補助の対象者（次のいずれにも該当すること）

⑴市税等を滞納していないこと。
⑵暴力団員でないこと。
⑶空家の所有者等であること。（共有の場合、共有者全員の同意が必要）
⑷空家等対策の推進に関する特別措置法第 22 条第２項に規定する勧告を受けていないこと。

○補助金の額・申請期限

補助金の上限額　２０万円（解体費用の５分の４まで補助）
当該年度の１２月末までに申請してください。

留意事項

- 建物を解体した場合、固定資産税が上がる可能性があります。
- 解体にかかる請負契約は補助金交付決定を受けた後に契約を結ぶ必要があります。
- 対象の空家の１棟全部を解体し、樹木や工作物も除却し、更地にしてください。
- 解体後の空き地の適正管理を行ってください。
- 建設リサイクル法に関する届出を工事着手の７日前までに行ってください。（床面積８０㎡以上の解体工事が対象）

申請手続きの流れ

市へ危険空家判定申請　補助金交付申請する 14 日前までに申請が必要

↓

市が現地調査・市より判定結果通知　対象外であれば終了

↓

市へ補助金交付申請

↓

市より補助金交付決定通知

↓

解体工事契約・工事着手

事業内容（時期や経費など）に変更があれば変更承認申請

↓

実績報告の書類を準備

市へ実績報告　工事完了から３０日以内または翌年度１月末までの早い日まで

↓

市より検査結果通知

↓

市へ補助金を請求

↓

補助金交付